

# 地方公共団体への新規参入通知制度について

## 道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）

**第91条の2** 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行に係るものに限る。）について第4条第1項の許可又は第15条第1項の認可の申請（路線の新設に係るものその他の国土交通省令で定めるものに限る。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該申請があつた旨を関係地方公共団体に通知するものとする。

### 新規参入通知制度

#### <省令>

#### <通達>

#### ・通知対象

路線の新設に係るもの（**当該路線の部分に停留所が存しない場合その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものを除く。**）

新規事業許可申請及び路線の新設に係る認可申請があつた場合原則として通知。ただし、以下に掲げる場合は除く。

- ①当該事案が**協議運賃（地方公共団体が主宰する地域公共交通会議等で協議を経た事案）**を適用しようとする場合。
- ②当該事案が**軽微運賃（高速バス、定期観光バス）**を適用しようとする場合。
- ③**路線の新設区間に停留所が存しない場合。**
- ④前3項に掲げる場合のほか、**地域住民への影響が軽微なものとして地方運輸局長が認めた場合。**

#### ・通知事項

- ・申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・路線図
- ・**その他路線に関する事項**

**運行計画（運行系統、運行回数）**について、許認可申請時に併せて届け出ることが一般的であることから省令上の「その他路線に関する事項」として通知。

#### ・通知先

運輸支局から新設する路線に係る市区町村に原則として通知。ただし、**停留所が存せず単に通過する場合など地域住民への影響が軽微なものとして地方運輸局長等が認めた場合**を除く。

**第91条の2** 第2項 前項の規定による通知を受けた関係地方公共団体は、第9条第4項又は第79条の4第1項第5号の協議を行う必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者で構成される協議会を開催し、及び当該通知に係る申請者に対し協議会への参加を要請することができる。